

諮問番号 令和3年諮問第3号  
答申番号 令和4年答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）の主張は、港区長（以下「処分庁」という。）が、令和〇年〇月〇日に審査請求人に対して行った令和〇年度分の特別区民税・都民税（以下「本件住民税」という。）の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）は、令和〇年度の請求人の確定申告が未了であること及び課税所得に対する課税額が過多であって計算根拠も不明であるため違法であるから取り消されるべきものであり、また、本件住民税のうち第一期分及び第二期分について請求人に対して行った督促処分（以下「本件督促処分」という。）については、重複する内容の請求書が送られてきており、多重請求のおそれがあり違法であるから取り消されるべきというものである。

#### 2 審査庁の主張（裁決についての考え方）

審理員意見書のとおり、本件賦課決定処分については、処分庁が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第223条、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第2条及び港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号。以下「条例」という。）第10条に基づき、課税資料をもとに決定したものであること、賦課決定処分時に確定申告が未了で、確定申告によって課税金額が減額される場合には、法第17条及び港区特別区税条例施行規則（昭和40年港区規則第2号。以下「規則」という。）第31条によって還付を受けることができることとされていること、本件督促処分については、法第3

29条及び条例第9条の定めるところにより適切になされたものであることなどから、本件賦課決定処分及び本件督促処分に違法又は不当な点は認められないと考える。

このことから、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第45条第2項の規定に基づき、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 本件賦課決定処分について

本件賦課決定処分は、処分庁が、地方自治法第223条、法第2条及び条例第9条に基づき、課税資料をもとに決定したものである。賦課決定処分時に確定申告が未了で、確定申告によって課税金額が減額される場合には、法第17条及び規則第31条によって還付を受けることができることとされているのであって、確定申告が未了であることは、本件賦課決定処分を無効とする瑕疵又は違法とする原因に当たらない。

その他、本件賦課決定処分には、無効となるべき重大かつ明白な瑕疵は認められず、違法又は不当な点も認められない。

#### 2 本件督促処分について

本件住民税の納期限については、法第320条に基づき、条例第27条により次のとおりとされている。

条例第27条 普通徴収の方法によつて徴収する区民税の納期は次のとおりとする。

第一期 6月1日から同月30日まで

第二期 8月1日から同月31日まで

第三期 10月1日から同月31日まで

第四期 1月1日から同月31日まで

そして、納期限を徒過した場合には、法329条第1項に基づき、条例第9条により次のとおりとされている。

条例第9条 納税義務者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に、督促状を発しなければならない。

本件住民税については、第一期分につき令和〇年6月30日、第二期分につき同年8月31日と納期限が指定されたが、いずれも同日ま

で完納されなかったことが認められ、処分庁は、第一期分につき同年○月○日、第二期分につき同年○月○日に督促状を発しており、本件督促処分については、法及び条例の定めるところにより適切になされたものであり、本件滞納住民税が各納期限に完納されなかった以上、何ら違法又は不当な点は認められない。

また、仮に請求人が、本件賦課決定処分の瑕疵を理由に本件督促処分の取消を求めているものと解しても、賦課決定処分と督促処分の関係については、「それぞれ目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分であり、前者の違法性は後者に承継されず、したがって、仮に前者に瑕疵があったとしても、当該課税処分が当然無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、督促処分の効力に影響を及ぼすものではない」（福岡地判平成5年10月28日）とされており、本件賦課決定処分と本件督促処分に関しても同様と解される。

本件賦課決定処分については、無効となる原因又は違法を理由として取り消されたという事実は認められない。

よって、本件督促処分については取り消すべき違法及び不当な点はない。

なお、請求人は本件督促処分につき、重複請求がなされている旨主張するのでこの点について付言すると、処分庁は、請求人に対し、令和○年○月○日付納税通知書、同年○月○日付督促状、同年○月○日付督促状及び同年○月○日付催告書をそれぞれ発送していることが認められるところ、これらの書面の送付は、いずれも未納付の本件滞納住民税について納付を求めるものであって、重複請求に当たらないことは明らかである。

### 3 結論

本件賦課決定処分及び本件督促処分に係る本件審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和○年○月○日 審査庁から諮問書の受付
- 2 令和○年○月○日 審査庁から主張の訂正に係る書面を受領

### 3 令和〇年〇月〇日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が、法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

##### 2 調査権限の行使について

請求人は、法第81条第3項において準用する法第75条第1項及び第76条の規定に基づく口頭意見陳述の申立て及び主張書面等の提出を希望しなかった。

また、当審査会は、法第74条の規定に基づく調査権限を行使しないこととした。

##### 3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

##### 4 本件処分の適法性及び妥当性について

当審査会は、審査請求書、弁明書等、反論書及び審理員意見書を踏まえ検討したが、審理員意見書の判断は首肯できるものであるとの結論に至った。

##### 5 審査会の判断について

以上のことから、当審査会への諮問の適正性並びに審理員が行った審理手続の適正性並びに本件賦課決定処分及び本件督促処分の適法性及び妥当性については、いずれも適正、適法かつ妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会